

関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が史跡地の保全、関ヶ原古戦場の景観及び豊かな自然環境並びに安心・安全な生活環境に及ぼす影響を鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。
- (2) 特定設備 太陽光発電設備のうち、発電出力が50キロワット以上のものをいう。
- (3) 事業 太陽光発電設備を設置及び増設（設置及び増設のための木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成行為を含む。）し、発電する事業をいう。ただし、設置されている太陽光発電設備の改修は除く。
- (4) 事業区域 事業の用に供する土地の区域及び既設事業と一体の事業の土地の区域をいう。
- (5) 事業者 事業を行う者及び設置する太陽光発電設備の管理を行う者をいう。

(本町の責務)

第3条 本町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、景観及び自然環境等の保全並びに災害の発生の防止のために必要な措置を講じ、太陽光発電設備及び事業区域を安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

2 事業者は、事業を廃止したときは、関係法令に基づき速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、この条例の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第6条 町長は、次の各号に掲げる区域を特定設備の設置を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業を実施しないよう事業者に協力を求めるものとする。

- (1) 関ヶ原町景観条例（令和3年関ヶ原町条例第23号）第6条第2項第1号に規定する重要眺望区域
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域

2 事業者は、抑制区域において事業を実施しようとするときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(禁止区域)

第7条 町長は、次の各号に掲げる区域を特定設備の設置を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）として指定する。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及び同法第7条第1項の土砂災害警戒区域
- (3) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する指定区域
（周辺住民等への説明等）

第8条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第4条の2の3第1項第1号による説明会を開催する事業者は、周辺の住民及び関係者（以下「周辺住民等」という。）の理解を得られるよう努めなければならない。

2 事業者は、周辺住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の説明会を開催し、又は前項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

（助言）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業者又は周辺住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

（勧告）

第10条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第2項の措置を講じないとき。

(2) 景観及び自然環境等の保全並びに災害の発生の防止のために重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（命令）

第11条 町長は、第7条に違反して事業を実施した場合又は事業者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わない場合は、相当の期限を定めて当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第12条 町長は、前条の規定により命令したときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令した事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）

(2) 命令の内容

2 町長は、前項の規定により公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備の増設についても適用するものとする。